

『宅地建物取引士』の展望と期待

信頼産業の要として宅建士がプロの自覚を高め、大きな役割を



国土交通省 土地・建設産業局長

毛利 信二

みなさま方には平素より、国土交通行政全般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和32年に宅地建物取引主任者制度が誕生してから半世紀になりますが、この間、宅地建物取引主任者は、消費者に対する重要事項説明などを通じて、安全な不動産取引のために欠かせない役割を担ってまいりました。

このたび、4月1日に改正宅地建物取引業法が施行され、すべての「宅地建物取引主任者」は「宅地建物取引士」に改められることとなりました。長年にわたりみなさまからいただいたご要望が結実したものであり、心よりお慶び申し上げます。

本改正は、名称変更にとどまらず、宅地建物取引士にふさわしい公正・誠実な業務遂行や、信用失墜行為の禁止の規定が盛り込まれました。不動産取引のプロとして、高い倫理観の保持やコンプライアンスの徹底は極めて重要であります。貴会におかれましても、早速こうした改正の趣旨を踏まえた倫理規程の見直しを行われたところであり、今後、取引の現場まで徹底していただければと思います。

また、本改正では、宅地建物取引士の知識・能力の維持向上や、宅地建物取引業者の従業者教育の規定も同時に措置されました。不動産取引における消費者の多様なニーズに的確に対応していくためには、広く取引に従事する方々の不断の研鑽が不可欠であり、業界を挙げたサポートが必要です。貴会では、一昨年に「不動産キャリアパーソン」を立ち上げられ、不動産実務における基礎知識の修得向上のための研修に取り組まれておりますが、さらなる専門科目の充実や一層の普及促進など、取組の裾野を広げていっていただくことを期待しております。

不動産は、国民生活や経済活動の基盤であり、社会の礎とも言えます。宅地建物取引業は、こうした重要な財産を預かる、国民の信頼の上に初めて成り立つ産業です。今回の宅地建物取引業法の改正により、不動産取引は、消費者保護の一層の充実や安全・安心な取引の実現に向けて大きく前進いたしました。平成27年は、「宅地建物取引士・元年」として、業界全体の信頼性向上に向けた取組がさらに加速されることを期待するとともに、「信頼産業」の要として、宅地建物取引士がプロとしての自覚を一層高め、わが国の中古住宅を含めた不動産流通市場の活性化に大きな役割を果たしていかれるよう祈念申し上げます。